

区内事業者のみなさんの
環境活動をPRします!

みなとエコ宣言に

登録しませんか?

環境にやさしいね

私たちは
省エネに
取り組みます

みなとエコ宣言とは

- 環境に配慮した取組を行っている区内事業者を「みなとエコ宣言」の登録店(事業所)として登録します。
- 他の登録店(事業所)の模範となる取組を行った登録店(事業所)については表彰します。

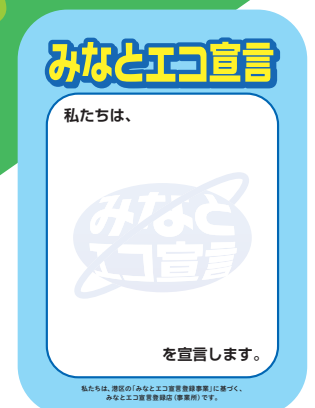
対象

区内に事業所を有する事業者(個人事業者を含む)
(所在地が区内であれば業種や規模は問いません)

登録店には

- ①登録証とステッカーを交付します。
- ②宣言した取組内容を含む店舗や事業所の情報を港区公式ホームページに掲載します。

みなとエコ宣言
ステッカー



① 申込み手順

書類申請の場合



申請書を
港区公式
ホームページから
ダウンロード
または窓口で受け取り



提出

郵送、FAXまたは
窓口持参により
港区環境課地球環境係へ提出



区は事業所等に
登録証と
ステッカーを交付します。
また、事業所等の情報を
港区公式ホームページに
掲載します。

インターネット申請 の場合



港区公式ホームページ
から申請



② ステッカー記入例

みなとエコ宣言

私たちは、
二酸化炭素の
排出量が少ない
電気を使用すること

を宣言します。

私たちは、港区の「みなとエコ宣言登録事業」に基づく、
みなとエコ宣言登録店（事業所）です。

みなとエコ宣言

私たちは、
緑のカーテンの
設置、店頭や屋上の
緑化に取り組むこと

を宣言します。

私たちは、港区の「みなとエコ宣言登録事業」に基づく、
みなとエコ宣言登録店（事業所）です。

みなとエコ宣言

私たちは、
創エネルギー、
省エネルギー
設備機器を
導入すること

を宣言します。

私たちは、港区の「みなとエコ宣言登録事業」に基づく、
みなとエコ宣言登録店（事業所）です。

みなとエコ宣言

私たちは、
テレワーク、
オフピーク出勤の
導入、ノーマル残業を
徹底すること

を宣言します。

私たちは、港区の「みなとエコ宣言登録事業」に基づく、
みなとエコ宣言登録店（事業所）です。

みなとエコ宣言

私たちは、
ペーパーレス化を
徹底すること

を宣言します。

私たちは、港区の「みなとエコ宣言登録事業」に基づく、
みなとエコ宣言登録店（事業所）です。

お問い合わせ先

港区公式ホームページURL

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区 環境課 地球環境係
TEL : 03-3578-2496~2498 FAX : 03-3578-2489

<https://www.city.minato.tokyo.jp/chikyukankyoku/minatoecosengen.html>

